

専門職としての訪問看護におけるコンプライアンス

コンプライアンスに基づいた適正な 訪問看護のあり方

～倫理的視点を持って～

コンプライアンスとは法令遵守だけでなく、社内規範や倫理も含めた責任ある行動です。訪問看護師等の皆さまには、関係する法律や制度を正しく理解するとともに、専門職としての倫理観に基づき、誠実に日々の実践に取り組むことが求められています。



一般社団法人全国訪問看護事業協会

2026.3月

コンプライアンスが重要な理由

- 訪問看護の現場において不適切なサービス提供や診療報酬の不正請求が報道され、社会的な関心が高まっています。特に、有料老人ホームなどで「必要性の低い頻回訪問」や「虚偽の記録による報酬請求」が行われていた事例が複数指摘されています。
- 利用者のみならず、訪問看護師が安心して訪問看護を提供することにも繋がります。
- 業務は多様化・複雑化しており、また、訪問看護をめぐる法律も多岐にわたっています。

訪問看護に係る法令

保健医療福祉制度に関する法令	コンプライアンスに関する法令
保健師助産師看護師法	個人情報保護法
医師法	高齢者虐待防止法
医療法	労働基準法
薬機法（旧薬事法）	独占禁止法
健康保険法	知的財産権法
後期高齢者医療制度	労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止法）
介護保険法	男女雇用機会均等法
障害者総合支援法	労働安全衛生法

指定訪問看護の提供に関する取扱方針について

指定訪問看護の提供については「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」等で示しているところ。利用者の状態にかかわらず一律に回数を定めて訪問看護を行っている事例がある等の報道があったことを踏まえ、「利用者の個別の状況を踏まえずに一律に訪問看護の日数等を定めるといったこと」や「利用者の居宅への訪問に直接携わっていない指定訪問看護事業者の開設者等が訪問看護の日数等を定めるといったことは認められない」といった具体的解釈について、令和6年10月に事務連絡を発出し周知を行った。

指定訪問看護事業者は、基準省令に従い、訪問看護を受ける者の心身の状況等に応じて自ら適切な指定訪問看護を提供するものとしており、指定訪問看護の取扱方針については基準通知の第三の4（9）において以下のように示しているところである。

- ① 指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常の療養生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものにならないよう、主治医との密接な連携のもとに看護目標及び訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。
- ② 指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い、改善を図る等に努めなければならないものであること。



訪問看護の提供においては、利用者や家族の状態や希望に関係なく、1件の訪問看護の時間を30分や60分と一律に実施するものではありません。

指定訪問看護の提供に関する取扱方針について

中医協総-27.8.27

令和6年10月22日事務連絡

指定訪問看護事業者は、基準省令に従い、訪問看護を受ける者の心身の状況等に応じて自ら適切な指定訪問看護を提供するものとしており、指定訪問看護の取扱方針については基準通知の第三の4（9）において以下のように示しているところである。

- ①指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏めて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常の療養生活の充実に資するようになるとともに、漫然かつ画一的なものにならないよう、主治医との密接な連携のもとに看護目標及び訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。
- ②指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い、改善を図る等に努めなければならないものであること。

したがって、訪問看護の日数、回数、実施時間及び訪問する人数については、訪問看護ステーションの看護師等が訪問時に把握した利用者や家族等の状況に即して、主治医から交付された訪問看護指示書に基づき検討されるものであることから、訪問看護ステーションの看護師等が利用者の個別の状況を踏まえずに一律に訪問看護の日数等を定めるといったことや、利用者の居宅への訪問に直接携わっていない指定訪問看護事業者の開設者等が訪問看護の日数等を定めるといったことは認められないことに留意すること。

訪問看護ステーションへの指導の見直しについて

「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」の一部改正について（抜粋）

- 「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」（指導要綱）を改正（令和7年4月3日）。
- 主な改正内容については以下のとおり。
 - 厚生労働省本省並びに地方厚生（支）局及び都道府県による指導の仕組みを新設
 - 訪問看護療養費請求書の1件当たりの平均額が高い訪問看護ステーションに対して選定基準設けるよう個別指導の選定基準の見直し

第3 指導の形態 2 個別指導

個別指導は、地方厚生（支）局及び都道府県又は厚生労働省並びに地方厚生（支）局及び都道府県が共同で、指導対象となる訪問看護ステーションの指定訪問看護事業者及び看護師等を一定の場所に集めて又は当該訪問看護ステーションにおいて個別に面接懇談方式により行う。

- （1）地方厚生（支）局及び都道府県が共同で行うもの。（以下「都道府県個別指導」という。）
- （2）厚生労働省並びに地方厚生（支）局及び都道府県が共同で行うものであって、特定の範囲の訪問看護ステーション又は緊急性を要する場合等共同で行う必要性が生じた訪問看護ステーションについて行うもの。（以下「共同指導」）

第4 指導対象となる訪問看護ステーションの選定

3 個別指導の選定基準

- ⑤ 訪問看護療養費請求書の1件当たりの平均額が高い訪問看護ステーション（ただし、取扱件数の少ない訪問看護ステーションは除く。）について1件当たりの平均額が高い順に選定する。

コンプライアンス的視点

看護師が法令や規則、社会的倫理を遵守しながら、利用者に対して安全かつ信頼性の高いケアを提供するための行動指針です。専門職としての自覚を持ち、誠実かつ公正な態度で業務を遂行することが求められます。

関連法規の遵守

保助看法、介護保険法、健康保険法、個人情報保護法など、訪問看護に関連する法律や制度を理解し、遵守する必要があります。

不正行為の防止

不正請求、情報漏洩、事故の隠蔽など、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を構築する必要があります。

不正受給の防止

介護報酬・診療報酬の不正請求や、不当な利益を得る行為を防止する必要があります。適正な報酬請求や医師の指示に基づいた業務実施が含まれます。

法令研修の実施

虐待、ハラスメント、BCPなど、運営基準に定められた教育や研修が必要です。

内部通報制度

不正行為や不祥事を早期に発見し、改善するための内部通報制度を整備する必要があります。

訪問看護師に不可欠な倫理的配慮とコンプライアンス

訪問看護は利用者の生活空間での専門的な看護です。個別性を尊重し、倫理的配慮と法令遵守が不可欠です。

● 利用者中心の視点で、プライバシー保護・情報管理・医療安全・人権尊重を徹底します。

● 関連法規を理解し、コンプライアンス体制を整え、不正や不祥事を防ぎます。

● 研修や情報共有で倫理観と遵守意識を高めます。



訪問看護における倫理観とコンプライアンスを徹底し、利用者が安心して質の高い訪問看護サービスを受けられるように環境づくりをしましょう！

事業所内での取り組み・継続的な改善

事業所内での共有と学び

- 事業所内で話し合い、倫理観とコンプライアンスの意識の向上を図ります
- 研修・勉強会を定期的 to 実施し、最新の知識や情報を共有します
- ロールプレイングや事例検討を通じて、実践的な能力を向上させましょう

継続的な改善

- 定期的な自己評価や第三者評価を実施し、改善点を確認します
- 利用者の満足度調査を行い、サービスの質向上を図ります。
- 関連法規や制度の改正には、柔軟に対応します

倫理的視点

訪問看護は、利用者の生活の場に直接関わるケアであるため、看護師には倫理的な配慮を常に求められます。利用者の人生に寄り添う深い人間理解と価値判断を伴うものです。

利用者中心の視点

利用者の価値観や意思を尊重し、意思決定を支援します。またその人らしい生活を支えるためのケアを提供します。

プライバシー保護

個人情報や療養状況に関する情報を、差別や不当な扱いを防ぐ為にも適切に管理し、漏洩を防ぎます。

情報管理

記録の正確性、機密保持、情報公開のルールを遵守。適切な情報共有と守秘義務のバランスが大切です。

医療安全

医療事故や医療過誤を防止し、質の高い安全な看護を提供するための体制を整備する必要があります。

人権尊重

利用者の基本的権利（自由、尊厳、平等）を守り、差別や偏見のない看護を提供することが求められます。

説明と同意

内容、リスク、費用などを十分に説明し、利用者の同意を得てから実施する必要があります。

医療倫理とは

出典『原則と対話で解決に導く医療倫理』（宮坂道夫、医学書院）

- ◆ 医療倫理とは、医療に関する倫理のことであり、医療倫理には、医学についての倫理(medical ethics)と医療・保健医療(healthcare ethics)という意味があります。後者が、多様な医療職が共有すべき倫理です。
- ◆ 倫理(または道德)の概念は、ものごとの善し悪しのことであり、善し悪しとは、人として行うべきこと(善し)なのか、あるいは行うべきでない(悪し)ことなのかを判断することです。
- ◆ 倫理は、状況や人に左右されるという特徴を持っており、人が倫理的問題に気づき、それに応答しようとする能力を**倫理的感受性**と呼び、現場での経験により深化していくものと考えられています

倫理と法

出典『原則と対話で解決に導く医療倫理』（宮坂道夫、医学書院）

看護職の倫理綱領 https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/statistics_publication/publication/rinri/code_of_ethics.pdf

- ◆ ものごとの善し悪しを判断するときの基準が規範ですが、社会規範を明文化したもので、国が作成したものを「法」と呼び、専門職団体が作ったものを倫理綱領や倫理指針と呼びます。
- ◆ 医療専門職にとって倫理綱領や倫理指針は法律の様な拘束力を持つために「ソフトロー」と呼ばれることもあります。
- ◆ 日本看護協会が作成している「看護職の倫理綱領」の内容を紹介します。

- 人権の尊重
- 生命・人格の尊重
- 誠実と信頼の関係
- 安全な医療提供
- プライバシー保護
- 臨床判断の専門性
- 医療チームとの連携
- 社会的役割の自覚
- 倫理的責任の遂行
- 差別の禁止・多様性の尊重
- 持続的な専門能力の開発
- 災害時の支援
- 公衆衛生の推進
- 情報公開と説明責任
- 医療現場での教育的役割
- 医療制度の改善への参画